

令和7年第18回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年9月19日（金） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|-------------------------|--------|
| 議案第81号 | 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について | ・・・P.1 |
| 議案第82号 | 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について | ・・・P.4 |
| 議案第83号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.6 |
| 議案第84号 | 在外選挙人名簿へ登録する者について | ・・・P.7 |

2 そ の 他

- | | | |
|--|----------------|--------|
| | 今後の委員会開催予定について | ・・・P.9 |
|--|----------------|--------|

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令8年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和7年9月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
 - (1) 登載する者の数 32人
 - (2) 登載する者の氏名等 別紙1のとおり

- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
 - (1) 登載する者の数 32人
 - (2) 登載する者の氏名等 別紙1のとおり

(議案の根拠)

・ 検察審査会法第9条第1項、第10条第2項、第11条の規定による。

検察審査会法第9条第1項 検察審査会事務局長は、毎年9月1日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第10条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

第11条 市町村の選挙管理委員会は、第9条第1項の通知を受けた年の10月15日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

令和 7年 8月28日

福岡市早良区選挙管理委員会 御中

福岡市早良区長 殿

福岡第一検察審査会事務局長 大 嶋 道 人

検察審査員候補者の割当員数等について

検察審査会法第9条1項に基づき、貴市区町村に対する令和 8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

については、9月30日までに上記名簿に本籍を付して、福岡第一検察審査会事務局に送付してください（同法第11条、同施行令第15条の2）。

記

割当員数	第1群	8人
	第2群	8人
	第3群	8人
	第4群	8人
	合計	32人

令和 7 年 8 月 28 日

福岡市早良区選挙管理委員会 御中

福岡市早良区長 殿

福岡第二検察審査会事務局長 上 川 政 喜

検察審査員候補者の割当員数等について

検察審査会法第9条1項に基づき、貴市区町村に対する令和 8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

については、9月30日までに上記名簿に本籍を付して、福岡第一検察審査会事務局に送付してください（同法第11条、同施行令第15条の2）。

記

割当員数	第1群	8人
	第2群	8人
	第3群	8人
	第4群	8人
	合計	32人

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和8年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和7年9月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 登載する者の数 371人
- 2 登載する者の氏名等 別紙1のとおり

(議案の根拠)

・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第20条第1項、第21条第2項、第22条の規定による。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第20条第1項 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年9月1日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第21条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

第22条 市町村の選挙管理委員会は、第20条第1項の通知を受けた年の10月15日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

〒 814-8501

福岡市早良区百道 2-1-1

福岡市早良区選挙管理委員会 御中

福岡市早良区長 殿

令和7年8月28日

福岡地方裁判所長 片山 昭人

裁判員候補者の割当員数等について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、福岡市早良区に371人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

については、9月30日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。

議案第83号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年9月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙2のとおり
- 3 抹消年月日 令和7年9月19日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第84号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年9月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙3のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和7年9月19日 |

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R7.9.1現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7.9.19)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	47	1	0	0	1	48
女	80	0	0	1	▲ 1	79
計	127	1	0	1	0	127

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第19回	定例	10月20日 (月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第20回	定例	11月20日 (木)	午前10時	早良区役所 中会議室
第21回	定例	12月 1日 (月)	午前10時	早良区役所 中会議室
令和8年 第1回	定例	1月20日 (火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第2回	定例	2月20日 (金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第3回	定例	3月 2日 (月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第4回	定例	4月20日 (月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第5回	定例	5月20日 (水)	午前10時	早良区役所 中会議室
第6回	定例	6月 1日 (月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第7回	定例	6月30日 (火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第8回	定例	7月17日 (金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	8月20日 (木)	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	9月 1日 (火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	9月18日 (金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	10月20日 (火)	午前10時	早良区役所 中会議室